

令和7年第1回玉東町議会臨時会会議録

令和7年2月4日玉東町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和7年2月4日午前10時00分招集

2. 令和7年2月4日午前9時55分開会

3. 令和7年2月4日午前11時53分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
保健こども課長	小島 隆一	企画財政課長	西浦 仁敏
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和6年度玉東町一般会計補正予算(第7号)専決第1号

日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議案第4号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第10号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 玉東町農業委員会委員の選任同意について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

5 番 坂 村 勇 治

6 番 坂 本 和 也

開会 午前9時55分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から令和7年第1回玉東町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、坂村勇治君、6番、坂本和也君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月4日の1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日2月4日の1日に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。令和7年第1回玉東町議会臨時会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和7年第1回玉東町議会臨時会を招集しましたところ、公私とも、御多忙中にもかかわらず、皆様方の御出席を賜り開会できますことに深く感謝申し上げます。

去る1月19日に執行されました玉東町長選挙におきまして、町民の皆様からの御信任と御支援を賜り、再選させていただきました。7期目となる町政を担うこととなり、改めてその責任の重さを実感し、身の引き締まる思いであります。

選挙期間中はたくさんの町民の皆様にお会いし、お話をさせていただく中で、これまでの子育て施策や住宅施策等において評価していただくとともに、時には厳しいお言葉を頂戴しながらも、たくさんの御意見、御要望を伺う中で、改めて町民の皆様が思い描く町の未来像など多くを学び、貴重な教訓を得ることができました。

引き続き皆様との対話を大切にし、この4年間は、全身全霊で「未来へつなぐまちづくり」を確実に進めていくことをお誓い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第1号は、令和6年度玉東町一般会計補正予算でございます。

物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付金の支援を行うこと、また、住民税非課税世帯のうち子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども1人当たり2万円を加算するという支援策が、令和6年11月22日に閣議決定されました。

これを受け、迅速に支援を届けるため、給付金支給に係る経費を令和7年1月7日付けで専決処分いたしましたので、本臨時会において報告し、議会の承認を求めるものでございます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,299万7,000円を追加し、補正後の予算総額は53億9,059万4,000円となります。

議案第2号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、町長等の期末手当の支給割合について改正を行うものでございます。

議案第4号は、玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合について改正を行うものでございます。

議案第5号は、玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合等について改正を行うものでございます。

議案第6号は、玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町が設置する附属機関について追加する必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第8号は、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公共団体が条例で児童福祉施設の基準を定める際の従うべき基準である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が、栄養士法の改正を受けて、施設の運営等に関する要件として栄養士の配置等を求めているところ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、当該要件を満たすことができるよう改正が行われるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第9号は、令和6年度玉東町一般会計補正予算でございます。

補正予算の主な内容は、令和6年人事院勧告に基づく給与等の人件費、ふるさと納税事業、国の補正予算に伴う道路新設改良補助事業、臨時経済対策に係る事業費等でございます。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億5,266万4,000円を追加し、補正後の予算総額は55億4,325万8,000円となります。

議案第10号は、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算でございます。

令和6年人事院勧告に基づく給与等の補正により32万円の追加をお願いするものであり、補正後の予算総額は8億1,481万円となります。

議案第11号は、令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年人事院勧告に基づく給与等及び介護報酬改定等に伴うシステム改修の補正で184万5,000円の追加をお願いするものであり、補正後の予算総額は8億2,100万6,000円となります。

議案第12号は、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算でございます。

令和6年人事院勧告に基づく給与等33万1,000円の追加をお願いするものであり、第1款、水道事業費用の総額は1億2,940万9,000円となります。

議案第13号は、玉東町農業委員会委員の選任同意についてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、農業委員の選出方法については、市町村長が議会の同意を得て任命しなければならないため、現農業委員の任期が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ながら、議案の要旨について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明いたしますので、十分に審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案の説明並びにごあいさつを申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

日程第3 議案第1号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第7号）専決第1号

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第1号「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第7号）専決第1号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。

それでは、議案第1号について御報告申し上げます。

議案第1号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和7年2月4日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第7号）。

2、処分年月日、令和7年1月7日。

提案理由、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給に係る経費を専決処分したものである。

専決第1号、専決処分書です。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。令和7年1月7日専決、玉東町長。

それでは、予算書のほうをご覧ください。予算書1枚表紙をおめくりください。

専決第1号、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,299万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,059万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年1月7日専決、玉東町長です。

補正予算第7号については、国の物価高騰対策事業に関する予算を計上しております。物価高騰が続く中、特に影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、令和6年度の住民税が非課税の世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給、そのうち18歳以下の子どもがいる世帯には、対象児童1人当たり2万円を加算して支給するものです。

それでは1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2ページ目をお開きください。補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3,299万7,000円を追加。

3ページ目です。

歳入合計、補正前の額に3,299万7,000円を追加し、53億9,059万4,000円とします。

4ページ目、歳出です。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3,299万7,000円を追加します。

5ページ目、歳出合計、補正前の額に3,299万7,000円を追加し、53億9,059万4,000円といたします。

予算書8ページ目をご覧ください。

2、歳入、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、3,299万7,000円を追加します。

説明欄です、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。全額国庫補助金となります。

9ページ目、3、歳出です。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、3,299万7,000円を追加します。

説明欄です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業です。内訳ですけれども、まず事務費として時間外勤務手当5万、消耗品費5万、印刷製本費5万、通信運搬費33万、振込手数料12万1,000円、給付金システム改修委託料として39万6,000円計上、負担金補助及び交付金として3,200万円を計上しておりまして、内訳は1世帯当たり3万円を支給する非課税世帯給付金として3,000万円、子ども1人当たり2万円を支給する子ども加算給付金として200万円を計上しているところです。

以上、御報告申し上げます。承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第４ 議案第２号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第４、議案第２号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

それでは提案させていただきたいと思いますが、提案の前に訂正が１か所ございますので、よろしく願いいたします。

まず４枚目をお開きください。４枚目の裏面になります。中ほどですけれども、18行目です。18行目のですね、最後のほうに「間」とあります。４枚目の裏面です。17条の２第１項中という漢字の書いてあるところの下で行で、４枚目の裏面で18行目で、後ろのほうに、最後のほうに「間」と書いてあります。その「間」の前にですね、「午前５時までの」と追加させていただきたいと、で、「午前５時までの間」となります。「午前５時までの間」となります。よろしいでしょうか。

それでは提案させていただきます。最初のページにお戻りください。

議案第２号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。令和７年２月４日提出、玉東町長。

提案理由です。令和６年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。ここからが改正文になります。

改正内容につきましては、第１条で、民間給与の格差１万1,183円を解消するため、若年層に重点を置き、給料月額を平均で2.66%引き上げ、ボーナスを0.1か月分引き上げるものとなっております。

４枚目をお開きください。４枚目から第２条が入っております。第２条では諸手当の改正を行っております。

それから６枚目をお願いします。６枚目の第３条では、再任用職員の手当について改正を行っているものです。

７枚をめくりまして新旧対照表をお願いします。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでまた御説明させていただきます。

まずは新旧対照表の１ページ目です。これにつきましては、まず改正文の第１条関係でございます。左が現行、右側が改正案となっております。下線部分が改正箇所です。

19条、20条で今年度の期末勤勉手当について所要の改正を行っております。

次のページをお願いします。別表第１については、８ページまで今年度の給与月額表の改正でございます。

9 ページをお願いします。

9 ページの新旧対照表につきましては、改正文の第2条関係です。一番上ですね、9条の扶養手当から17ページにかけて、各種手当について国の基準に併せ、所要の改正を行っているものでございます。その中には扶養手当から11ページにかけて住居手当、それから地域手当、それから12ページには通勤手当、それから飛びまして15ページになりますが、これは単身赴任手当です。それから16ページには管理職特別勤務手当でございます。

17ページをご覧ください。17ページの19条、20条では、令和7年度の期末勤勉手当について所要の改正を行っているものでございます。

次のページをお開きください。中段ぐらいから別表第1について記載されております。ここににつきましては、令和7年度の給与月額表の改正になっております。

最後の24ページをお開きください。下のマスの部分です。ここが、この新旧対照表につきましては、改正文第3条関係でございます。ここでは暫定再任用職員の住居手当、それから単身赴任手当について、支給される改正を行ったものでございます。

6枚目にお戻りください。6枚目の裏面になります。下から3分の1程度で附則でございます。

第1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2で、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するといたします。

それから第3では、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内金とみなすいたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第５、議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第３号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。令和７年２月４日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、町長等の期末手当の支給割合について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。特別職は、人事院勧告の対象外でございますが、本条例で期末手当は一般職の例に準じて改定され、支給割合については国の特別職に併せ所要の改正を行っているところでございます。したがいまして、昨年度よりも0.05か月分引上げとなっております。その第１条につきましては、本年度分の改正文となっております。

それから真ん中ほどですが、第２条につきましては、新年度分の改正文となっております。

附則です。施行期日です。１、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２、第１条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和６年４月１日から適用するとなっております。第３につきましては、期末手当の内金払いを規定しているものでございます。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正の箇所でございます。

以上で説明を終わります。御審議かたよろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第4号「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) それでは提案させていただきます。

議案第4号、玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年2月4日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文となっております。内容につきましては、先ほどの議案第3号と同じでございますが、特別職の支給割合の改定によりまして、国の特別職に併せ改正を行っているものでございます。したがって、期末手当の前年度3.4か月分を今年度、3.45か月分といたしまして0.05か月分引き上げるものとなっております。第1条については、本年度分の改正文です。第2条につきましては新年度分についての改正文となっております。

附則です。施行期日、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定には、令和7年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

それから、第3では、期末手当の内金払いの規定を記載しております。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） おはようございます。

議員の報酬アップ断固反対議員の前田です。反対理由としましては、何度も御説明しているとおります。先ほど総務課長から丁寧な御説明がありましたけれども、やっぱり 1 円でも上がるということに対して、町民の理解は得られないものと思っております。

また、こうして議会で審議されるということは、各自治体で検討の余地があるものと捉えております。執行部の皆様には申し訳ありませんが、本案にはどうしても賛成はできません。

以上です。

○議長（松尾純久君） これから議案第 4 号を採決しますが、討論となりましたので、この採決は起立によって行います。

議案第 4 号についての賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立多数です。よって、議案第 4 号は可決されました。

日程第 7 議案第 5 号 玉東町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第 7、議案第 5 号「玉東町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第 5 号、玉東町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。令和 7 年 2 月 4 日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、第 1 号会計年度任用職員の期末手当の支給割合等について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。内容につきましては、一般職に準じて期末手当の支給割合について所要の改正を行っております。第 1 条で本年度分、それから第 2 条では新年度分となっております。

附則になります。1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2、第 1 条の規定による改正後の玉東町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するといたします。

それから、第 3 では、報酬の内金払いについて規定をしております。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第6号「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第6号、玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年2月4日提出、玉東町長。

提案理由です。令和6年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

ここからは改正文となっております。3枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお開きください。詳細につきましては、新旧対照表で説明をいたします。

左側が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所になります。このページから7ページまで人事院勧告の内容に基づき、労務職給料の月額を改正を行っております。

改正文の3枚目、全体の4枚目をお願いいたします。

4枚目をお開きいただきまして、全体の4枚目ですね、附則となっております。附則になりま

す。１、この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものといたします。

２では、給与等の内払いについて規定をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第７号 玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第９、議案第７号「玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第７号、玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和７年２月４日提出、玉東町長。

地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、町が設置する附属機関について追加する必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開けください。

改正文になります。詳細につきましては次のページの新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表です。左側が現行、右側が改正後案となっております。これまで別表に附属機関を定めておりましたが、近年、行政に求められる事項が多岐にわたり、かつ複雑、高度化するにつれ、住民や外部有識者の意見を採り入れるため、附属機関を設置することが増加しており、今後その傾向が続くと予想されます。

３ページをお開きください。

このようなことから、改正後案の別表第２に累計を規定し、臨時または緊急の必要がある場合で、設置機関が恒久的でないものに限定し、事務を終えたあとは速やかに廃止できるよう追加し

たものでございます。

2 ページをお開きください。すみません 2 枚目です。失礼しました。

表の一番下になります。附則です。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するいたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 8 号 玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第 10、議案第 8 号「玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 議案第 8 号について御提案いたします。

議案第 8 号、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。令和 7 年 2 月 4 日提出、玉東町長。

提案理由です。地方公共団体が条例で児童福祉施設の基準を定める際の従うべき基準である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が、栄養士法の改正、栄養士の免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になるを受けて、施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置等を求めているところ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置などした場合についても、当該要件を満たすことができるよう改正が行われるためでございます。

改正の要旨について御説明いたします。

この条例につきましては、主に家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業などの運

営基準を定めるもので、保育者の自宅などで0から2歳児を対象に保育を行うことです。家庭的保育事業を行う者は、「家庭保育者」または「保育ママ」と呼ばれ、預かる乳幼児の数は5人までで、家庭で近い環境で異年齢合同保育を行う点が特長です。

それでは内容について新旧対照表で御説明しますので、3枚目をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。第16条第1項第2号の改正により、栄養士または管理栄養士に改正するものです。

2枚目の改正文にお戻りください。附則になります。この条例は、令和7年4月1日から施行する者としてします。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

トイレが遠いためしばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時59分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第9号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第8号）

○議長（松尾純久君） 日程第11、議案第9号「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第9号について御提案いたします。

予算書1枚おめくりください。

議案第9号、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,266万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,325万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条(地方債の補正)地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月4日提出、玉東町長。

1ページ目です。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

一番下です。10款、地方交付税、1項、地方交付税、5,926万4,000円を追加。

2ページ目です。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、173万1,000円を追加、2項、国庫補助金、677万6,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、86万5,000円を追加、2項、県補助金、17万6,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、1億円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、2,154万8,000円を減額。

3ページ目です。

21款、町債、1項、町債、540万円を追加。

歳入合計、補正前の額に1億5,266万4,000円を追加し、55億4,325万8,000円といたします。

4ページ目です。

歳出、1款、議会費、1項、議会費、83万3,000円を追加。

2款、総務費、1項、総務管理費、1億1,159万7,000円を追加、2項、徴税費、61万6,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、91万円を追加、4項、選挙費、131万3,000円を追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、581万7,000円を追加、2項、児童福祉費、165万9,000円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、374万2,000円を追加、2項、清掃費36万7,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、202万8,000円を追加。

7款、商工費、1項、商工費、200万円を追加。

8款、土木費、1項、土木管理費、193万5,000円を追加。

5ページ目です。2項、道路橋梁費、1,400万円を追加、5項、住宅費、5万6,000円を追加。

9款、消防費、1項、消防費、8万円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、486万5,000円を追加、5項、社会教育費、42万8,000円を追加、6項、保健体育費、41万8,000円を追加。

歳出合計、補正前の額に1億5,266万4,000円を追加し、55億4,325万8,000円といたします。

予算書のほうは6ページ目です。第2表、地方債補正、追加分です。起債の目的、限度額のみ読み上げます。

公共事業等債(補正予算債)限度額を540万円と定めております。

事項別明細書に入っていきます。予算書のほうは9ページ目をご覧ください。

2、歳入、10款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税、5,926万4,000円を追加します。説明欄です。普通交付税でありまして、国の補正予算（第1号）に伴う追加交付分となります。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金、173万1,000円を追加します。説明欄です。自立支援医療給付負担金（現年度分）です。補助率は2分の1でありまして、充当先は3款、民生費、障がい者福祉費に充当します。2項、国庫補助金、3目、土木費国庫補助金は660万円を追加、活力創出基盤総合交付金でありまして、充当先は8款、土木費、道路新設改良費の充当、5目、民生費国庫補助金、17万6,000円、地域子ども・子育て支援事業補助金でありまして、充当先は3款、民生費、児童福祉総務費。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は、86万5,000円を追加、自立支援医療給付負担金（現年度分）、補助率は4分の1、充当先は3款、民生費、障がい者福祉費、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は17万6,000円を追加、地域子育て支援拠点事業補助金、充当先は3款、民生費、児童福祉総務費。

続いて10ページ目です。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は1億円を追加、令和6年12月末現在、約10億5,000万円の寄附をいただいているところです。今回1億円を追加しております。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金、2,154万8,000円の減、本予算の歳入余剰につきましては、当該繰入金を減額することで調整しております。

21款、町債、1項、町債、5目、土木債は540万円を追加、公共事業等債（補正予算債）です。充当率100%、交付税措置が50%となります。充当先は8款、土木費、道路新設改良費となります。

続いて11ページ、3、歳出、1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は83万3,000円を追加、説明欄です。議員報酬等で14万1,000円、職員給与費で69万2,000円を計上しております。人件費に係る補正予算につきましては、令和6年人事院勧告に伴うもので、一般職の給与改定分、会計年度任用職員の給与改定分、特別職の期末手当の改定分、加えて人事異動ほかに伴うものが要因であります。総額1,858万6,000円の増額補正を行っております。人件費の説明について以後割愛させていただきます。詳細につきましては、説明欄及び18ページ目以降の給与明細書を御確認いただきますようお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、総務管理費は52万4,000円を追加、3目、財産管理費は930万円を追加、説明欄です。減債基金積立金930万円で、こちらは地方交付税の追加交付におきまして、当該基金への積立てに要する経費を措置してあるため今回計上しております。6目、企画費は1億177万3,000円を追加しております。

12ページ目をご覧ください。12ページ目の一番上です。ふるさと納税事業で1億円を計上しておりまして、内訳は返礼費等業務委託料として5,000万円、ふるさと納税寄附金基金積立金として5,000万円を計上しております。2項、徴税費、1目、税務総務費は61万6,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は91万円を追加、4項、選挙費、1目、選挙管

理委員会費は131万3,000円を追加。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は194万4,000円を追加、説明欄です。社会福祉総務費は国民健康保険特別会計繰出金として32万円、介護保険特別会計繰出金として131万7,000円を計上しております。3 目、年金事務費は33万3,000円を追加、4 目、障がい者福祉費は346万3,000円を追加、説明欄です。自立支援医療給付事業です。更生医療委託料として346万3,000円を追加しております。こちらは生活保護者の方の入院費用の増加に伴う措置となります。5 目、後期高齢者医療費は18万7,000円を追加、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費は165万9,000円を追加。

14ページ目です。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1 目、保健衛生総務費は20万1,000円を追加、8 目、交流センター運営費は354万1,000円を追加、2 項、清掃費、1 目、塵芥処理費は36万7,000円を追加。

15ページ目です。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、1 目、農業委員会費は49万2,000円を追加、4 目、農業総務費は95万4,000円を追加、5 目、農業振興費は31万2,000円追加、7 目、農地費は27万円を追加、地域農業再生協議会の補助金でありますけれども、正味は会計年度任用職員の人件費の補正となります。

7 款、商工費、1 項、商工費、1 目、商工業振興費は200万円を追加、説明欄です。商工業振興事業としまして、原油価格、物価高騰対応、運送事業者経営支援金として200万円を計上しております。こちらは原油価格や物価高騰の影響を受けている道路運送事業者を支援するもので、支援金の額としましては、準中型自動車以上の自動車1台につき2万円、普通自動車1台につき1万円、一運送事業者あたり最大30万円を限度とする支援金を予算化しているところです。

続いて予算書16ページ目です。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、1 目、土木総務費は193万5,000円を追加、2 項、道路橋梁費、2 目、道路新設改良費は1,400万円を追加、説明欄です。道路新設改良補助事業、対象事業は西原橋線道路改良工事となります。5 項、住宅費、1 目、住宅管理費は5万6,000円を追加。

9 款、消防費、1 項、消防費、2 目、非常備消防費は8万円を追加。

17ページ目です。

10款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、学校教育費は486万5,000円を追加しております。説明欄です。学校教育の報償費としまして、小中学校入学費用助成として259万円を計上しております。こちらは小中学校に入学する児童生徒を養育する保護者の経済的負担を軽減することで、児童生徒の就学が円滑に行われることを目的としている事業であります。対象者は町内に住所を有するもので、小中学校の第1学年に入学する児童生徒を養育する保護者を対象としております。助成金は、小学校入学に際し、児童1人当たり2万円、中学校入学に際し、生徒1人当たり3万円分を計上しているところです。

続いて、5 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費は42万8,000円を追加、6 項、保健体育費、1 目、保健体育総務費は41万8,000円を追加しております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ただ今の説明がありました16ページをお願いします。

関連質疑になりますけど、8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路新設改良費、工事請負費が1,400万の補正ということで、県からの補助金がどのくらいくるのか、国のほうからはどのくらいくるのか、町債の土木債が540万計上してありますけど、国・県からの補助金額を詳しく知りたいです。

それと関連で、今回町長選挙にて前田町長が町内を選挙運動でまわられたと思うんですけど、町内の道路もですね、大変傷んでいる箇所がたくさんありまして、特に通学路が傷んでいる箇所が多くみられます。そこで町長はこの通学路道路改良について、今後どのように思われているか、見解を伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

まず西原橋線の道路新設改良につきましては、国からの補助は660万円になります。県からの補助はありません。そして同じく起債につきましては540万借りることになっておりまして、単独一般財源としましては200万円を予定しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

通学道路の整備は順次やっていきます。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、建設課長にお尋ねなんですけど、国から補助金がきて県からの補助金がでてないということは、町として県のほうにこの道路改良費を陳情されたわけですかね、補助金の陳情は。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） この社会資本整備交付金事業としまして、国がこの率でということを決まっています、それに対して県は出ないことになっていますので、一応要望はしております。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 国から出て県から出ないということはないと思うわけですよね。陳情すれば県のほうもその補助金は改良費には出してくると思うんですよ、そこは建設課長はどう思われますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） すみません説明不足で、先ほど申しました社会資本整備交付金は、

国からもらっていますけれども、その事業は県も町も両方行っていますので、県は県道をその交付金を使って行っていますので、さらに町に県から配分というのはないということになっていますので、よろしいですかね、以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。それでは町長にもう一度質問ですけど、これから順次やっていくということで、構想的には今後やっていく考えは、どこから始める考えはありますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

どこからということはまだ決まっておられませんけど、悪いところからやっていきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町内まわられて町道が傷んだ箇所が目につかれたと思うんですけど、やっぱり通学路を重点的に改良工事をやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 17ページの10款、教育費、教育総務費の小中学校入学費用税259万円、これ大変ありがたいことだと思います。この小学生2万円、中学生3万円というのは現金なのでしょうか、それともその他のチケット的なものなのでしょうか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

現金での支給を予定しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） はい、ありがとうございます。たしか去年までは図書カード的なものとかそういった感じだったので、図書カード2万円とかはなかなか使えないと思っていたので、現金であって良かったです。助かります。ありがとうございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（松尾純久君） 日程第12、議案第10号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） それでは、議案第10号について御提案申し上げます。

1枚目をお開きください。

議案第10号、令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,481万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年2月4日提出、玉東町長。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。補正のある項目のみ読み上げていきます。

歳入、7款、繰入金、1項、他会計繰入金、32万円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額の額に32万円を追加し、8億1,481万円といたします。

次のページをお願いします。

歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、32万円を追加いたします。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、41万3,000円を追加いたします。

次のページの一番最後です。

9款、予備費、1項、予備費、41万3,000円を減額いたします。

歳出合計、補正前の額に32万円を追加し、8億1,481万円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、32万円の追加で、4節、職員給与費等繰入金6万、5節、その他一般会計繰入金、26万円の追加でございます。

次のページをお願いします。7ページです。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、32万円の追加で、人事院勧告と異動に伴います補正でございます。職員の児童手当と会計年度任用職員の人件費の追加でございます。

2枠目です。5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費、41万3,000円の追加です。こちらも同じく人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費の追加でござ

ざいます。

最後の枠です。9 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、41 万 3,000 円の減額でございます。

次のページをお願いします。給与明細書です。こちらは補正に伴う明細書になっておりますので、説明は省略いたします。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第13、議案第11号「令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） それでは、議案第11号について御提案します。

表紙をおめくりください。議案第11号、令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,100万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年2月4日提出、玉東町長。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ御説明いたします。

歳入、3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、52 万 8,000 円を追加します。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、131 万 7,000 円を追加します。

歳入合計、補正前の額に184万5,000円を追加し、8億2,100万6,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、123万8,000円を追加します。3 項、介護認定審査会費、44万7,000円を追加します。

5 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業・任意事業費、82万8,000円を追加します。

次のページ、9 款、予備費、1 項、予備費、66万8,000円を減額します。

歳出合計、補正前の額に184万5,000円を追加し、8 億2,100万6,000円とします。

6 ページをお願いします。

2、歳入、3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、6 目、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業52万8,000円の追加で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う 2 分の 1 の補助になります。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、3 目、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業、16万円の追加で、現年度分の歳出増加に伴うものです。4 目、その他一般会計繰入金、115万7,000円の追加で、内訳としまして、1 節、職員給与等繰入金18万2,000円、2 節、事務費繰入金97万5,000円になります。

次のページの歳出になります。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、123万8,000円の追加は、人事院勧告に伴う職員人件費18万2,000円と12節、委託料、令和 7 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業105万6,000円になります。3 項、介護認定審査会費、2 目、認定調査費44万7,000円の追加は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費となります。

5 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業・任意事業費、2 目、総合相談事業費、24万円の追加、4 目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、8 万7,000円の追加。

次のページをお願いします。10目、生活支援体制整備事業費、46万7,000円の追加、11目、認知症施策推進事業、3 万4,000円の追加は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費となります。

9 款、予備費、1 項、予備費、5 目、予備費、66万8,000円の減額につきましては、歳入歳出の合計を予備費で調整しています。次のページ以降は人事院勧告に伴う給与明細書になります。説明は省略しますので御確認をお願いします。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 今回も関連質疑になりますけど、1 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入のページで、1 款、保険料、この介護保険料がですね、町民から玉東町は大変高いという声が出ていまして、ある人は 4 期で14万年間払うということで、なぜ玉東町はこれだけ介護保険料が高いのか、その意味を知りたいと聞かれましたので、そこをお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 本来はですね、関連質疑は補正の欄ではないから本来は無理なんだけど、その町民のお尋ねであれば分かる範囲で説明をさせます。

福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 狩野議員の御質問にお答えします。

保険料につきましては、歳出ですね、支出の状況によりですね、それを基に保険料のほうを設定しております。玉東町はですね、保険料の基準額で6,200円となっており、玉名管内におきましては大体200円ぐらい基準額が高いような形になっております。

あとはですね、令和5年度まではですね、保険料の段階が9段階までしか分かれておりませんでした。それが令和6年度以降、高額の所得の方についてはですね、ちょっと負担率がアップするような形になりまして、13段階制、これは国が定めた基準になりますけど、それをですね、利用するような形になりましたので、ちょっと高いような方も発生している状況かと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今の説明で分かりましたけど、私に聞かれた方は、高額所得者に多分なると思うんですね、1年間で14万も4期で払うということは、ただその意味を知りたいと尋ねられたので、私がその旨伝えておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第14、議案第12号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしくお願ひします。

すみません、説明の前に資料の訂正を1か所お願ひします。

説明資料の5ページをお願いします。5ページになります。その一番下のですね、2、給料

及び手当の増減額のとありまして、その中の手当のところの右にですね、100とありますけれども、これが145になります。5 ページの一番下ですね、手当のところ、そして、それに伴ってその右側のもですね、制度改正に伴う増減分の右側も100になっておりますが、これも145に訂正をお願いします。すみません、申し訳ございません。

それでは、議案第12号について御提案申し上げます。

予算書を1枚おめくりください。右側のページの1ページになります。

議案第12号、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算。

第1条、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、水道事業費用1億2,907万8,000円に33万1,000円を追加し、計1億2,940万9,000円とします。第1項、営業費用1億1,706万2,000円に補正予定額33万1,000円を追加し1億1,739万2,000円とします。

第3条、予算、第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2,001万3,000円は、引継金1,894万8,000円、当年度分損益勘定留保資金106万5,000円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,001万3,000円は、引継金1,762万6,000円、当該年度損益勘定留保資金238万7,000円に改める。

第4条、予算、第4条の2を地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ832万3,000円及び4,504万1,000円であるに改める。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、期決定予定額714万3,000円、補正予定額33万1,000円、計747万4,000円、令和7年2月4日提出、玉東町長。

この1ページの第3条、資本的収入及び支出、第4条、特例的収入及び支出につきましては、8ページ、9ページをご覧ください。

令和6年度玉東町簡易水道事業開始貸借対照表になります。これは令和6年4月1日時点となりますので、この時点の貸借対照が確定した分ということになります。

すみません、1ページにまたお戻りいただきまして、第5条、議会の議決を得なければ流用できない費用につきましては、5ページのもですね、給与費明細書になります。1、総括の比較の欄をご覧ください。

給与費、給料12万5,000円、手当14万5,000円、計27万、法定福利費6万1,000円、合計33万1,000円となります。以下はその説明資料になっております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 人件費の件で提出されていると思うんですが、ちょっとそのほか

の部分を確認したいと思います。

1 ページのですね、第4条、第4条の1行目の後ろのほうですね、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ云々と書いてありますね。今改めるということは、これは3月に締め切って、お金の流動の5月の分なんですか、それともすべてを3月で締めてしまうということですか、この会計は。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 今年度から変わりまして、令和6年3月31日までの分になりまして、4月1日からの分として記載しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般会計などの入金などは5月31日で決算報告にまわってきますよね、それとは違うわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

会計は全部3月31日が出ることも入ることもそれで終わってしまいます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 何で聞いたかという、8ページですね、8ページの下の方、832万3,000円というのが書いてありますね、下の方にね、これの勘定は未収金となっています。その下の貸倒引当金に当て込んでありますので、既にもう入らないということですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 入らないことではなくてですね、この分は一般会計であります、4月に入ってくる分として、3月分の使用料は4月に入ってくるんですけども、この分が3月31日で打切予算となっていますので、その分が新年度に入ってきた分ということでの表示となっています。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ確認します。この832万3,000円というのは、一般会計などに書いてある不納欠損額と収入未済額と合計ということですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） その合計となります。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ最後にお尋ねします。この合計金額がですね、令和5年度が828万3,000円、3年度、4年度はですね、300万ぐらいだったんですけど、この会計になってふっと上がっているのは何なんでしょう。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 御質問にお答えします。

それは3月末で収入を打ち切った分ということで、3月分として一般会計で計上するのは4月に入ってくるんですけれども、それが予算上入らないので翌年度にずれているということでこの金額となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 令和3年、4年、5年を見ると不納欠損金が24万前後なんですけれども、大体このくらいで収まるということですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 不納欠損の話よろしいですかね、24万、不納欠損としては毎年あんまり変わらないぐらいになっていると思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） はい最後に、何で質問したかと●●●貸倒引当金●●●多分入らんだろう、貸し倒れになるだろうということであてがわれていると思ったので質問しました。●●●けどこれで終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 玉東町農業委員会委員の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第15、議案第13号「玉東町農業委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第13号、玉東町農業委員会委員の選任同意について。

玉東町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和7年2月4日提出、玉東町長。

住所、玉東町大字[]、小山省三、[]、玉東町大字[]、深本浩、[]、玉東町大字[]、坂口政文、[]、玉東町大字[]、鬼塚忠正、[]、玉東町大字[]、児玉俊朗、[]、玉東町大字[]、山野正亮、[]、玉東町大字[]、上田佳子、[]、玉東町大字[]、村田真也、[]、玉東町大字[]、井上知幸、[]、玉東町大字[]、宮崎文、[]、玉東町大字[]、大隅正信、[]。

提案理由、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8号第1項に基づき、農業委員の選出方法については、市町村長が議会の同意を得て任命しなければならないため、現農業委員の任期が令和7年3月31日付けをもって任期満了になることから、上記11名について議会の同意を求めるものである。

以上、提案しますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり同意されました。

日程第16 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第16、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出書があります。

お諮りします。それぞれ閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回玉東町議会臨時会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会 午前11時53分